

四日市市告示第340号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

令和8年4月23日

四日市市長 森 智 広

1 市民緑地の名称 采女城跡市民緑地

2 市民緑地の区域

四日市市采女町字北山567、569、570、571、572、587-1  
587-2、588、589、591、595、596、  
597、598、600、601、602、603、  
604、605、613、615、616、618、  
619、620、621、622、623

3 市民緑地の管理期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(都市整備部公園緑政課)